

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、車いすやベッドに拘束帯等で拘束する

実施月： 令和5年3月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	
	取組状況	<p>ベッドで過ごす際、激しく身体を上下左右に動かすことがある。その際に、導尿カテーテルが捻じれて、閉塞することがあった。適切な排泄管理を行いながら、ベッド拘束帯の使用を最小限にする為、就寝時以外は、車いすでの過ごしを優先している。本人の様子を細目に観察し、変化に留意していく。</p>							<p>ベッド就寝中、体を動かし、うつ伏せになることで、導尿カテーテルが閉塞することがある。ベッド拘束帯の使用を、就寝時に限定して対応している。日中は、できるだけ車いすで過ごすことを優先する。</p>							<p>ベッド抑制帯解除後、うつ伏せの姿勢になったり、体を跳ね上げる動きがあり、度々、カテーテルが閉塞する。排泄管理、衛生管理に配慮し、就寝中のみに限定して対応している。日中は、車いすで過ごすことを優先して、対応する。</p>							<p>ベッドで就寝する際、「ベッド上で体全体をバウンドさせる」、「うつ伏せになり、導尿カテーテルが閉塞する」ことがある。カテーテルの閉塞や、抜管の可能性が高く、健康面への影響が考えられる。拘束帯の使用は就寝中に限定し、日中は、車いすで過ごすことを優先して、対応する。</p>									
2	拘束時間																															
	取組状況	<p>この期間は、拘束帯は使用しなかった。</p>							<p>この期間は、拘束帯は使用していない。</p>							<p>この期間は、拘束帯は使用しなかった。</p>							<p>この期間は、拘束帯は使用しなかった。</p>									
3	拘束時間																															
	取組状況	<p>必要な場合を除き、車椅子のベルトは、使用していない。</p>							<p>必要な場合を除き、車椅子のベルトは、使用していない。</p>							<p>必要な場合を除き、車椅子のベルトは、使用していない。</p>							<p>必要な場合を除き、車椅子のベルトは、使用していない。</p>									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
4	拘束時間																															
	取組状況	ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。							ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。							ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。							ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。									
5	拘束時間																															
	取組状況	ベルトを使用することなく、安全に過ごした。							ベルトを使用することなく、安全に過ごした。							ベルトを使用することなく、安全に過ごした。							ベルトを使用することなく、安全に過ごした。									
6	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
	取組状況	2月24日の居室替え以降は、見守り強化をすることで、日中の静養時は抑制帯を解除して休んでいる。また、活動に参加することで、日中の静養時間も減ってきている。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							1週目同様、見守り強化をすることで、日中の静養時は、抑制帯を解除して休んでいる。また、活動に参加することで、日中の静養時間も減ってきている。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							日中の静養時は、見守り強化をすることにより、抑制帯を解除して寝ている。また、活動に参加することで、日中の静養時間も減ってきている。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。 3月15日に、電話にてご家族及び後見人へ、日中静養時の抑制帯による身体拘束解除の報告を行い、了承していただいた。							見守り強化をすることで、日中の静養時は、抑制帯を解除して休んでいる。30日午前の活動中に、発作があり、激しい体動が続いたため、ベッドで静養していただいた。その際は、転倒やケガ防止のため、抑制帯を使用した。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
7	取組状況	<p>引き続き、てんかんの発作は見られず、転落のリスクは軽減されている。 「嬉しい」「楽しい」という感情の時にも、下肢に力が入ることがある。関わりの中で引き続き、職員が見守り、ご本人の気持ちを汲み取っていききたい。天気の良い日は、車椅子で園外に出かけられている。 外部の通院については、ご家族と連絡を取りつつ、進めていきたい。</p>							<p>引き続き、てんかんの発作は見られない。ベルトの使用時間について、大きな変化はない。</p>							<p>医療福祉センターへの通院については、ご家族と連絡を取り、調整している。次年度への引継ぎも視野に、対応していく。 車椅子からの転落に直結する、てんかん発作は見られない。</p>							<p>本人の状態から、怪我等の防止に努めつつ、引き続き、対応を検討していく。</p>									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける

実施月： 令和5年3月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D
	取組状況	散歩やおやつの中で、意識的に手指を使う活動を行いながら、自傷を防止し、ミトン使用の軽減に取り組む。							ミトン解除中、自身の髪の毛を抜き、異食する様子が確認される。日中、散歩をしたり、手にタオルを持つなど、意識的な活動を行っている。自傷に至らないよう配慮し、ミトン使用の軽減を図る。							「日中活動での散歩」、「タオルを持って過ごす」など、自傷の軽減を図るが、花粉症の影響により、目を掻き壊す（目に指を入れる）ことが多く、解除時間が伸び悩む。夜間の睡眠は安定しており、就寝中の解除時間は増加傾向にある。							ミトンによる行動制限解除後、衣類を引っ張って噛み切り、糸くずや布切れを飲み込もうとした。また、下半身を激しく掻くことで、出血が確認される。同様の行動が続くと、身体の負担になると思われる。健康に配慮しながら、ミトン解除に取り組む。									
2	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	E	D
	取組状況	「車いす散歩」「手遊び」「本人が興味を持つマニキュアの使用」など、気分転換を図りながら、自傷の防止、ミトン使用の軽減に取り組む。							右手親指の傷を気にして、噛もうとする様子が、度々、確認される。職員が見守りを行い、散歩や手遊びなどを取り入れながら、ミトンの解除に取り組む。							ミトン解除中、花粉症の影響なのか、顔・鼻腔を掻き壊す様子があった。掻き傷の悪化を防ぎ、内服薬、塗布薬等を使用している。症状の緩和を行いながら、解除の取り組みを継続していく。							ミトン解除後、右手親指の傷跡を噛もうとしたり、両腕の傷跡を爪で掻いたりする。これまで同様の行動で、出血となる可能性がある。昨年から、同じ場所の受傷を繰り返しており、配慮が必要である。ケガに留意しながら、解除に取り組む。									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	D	C	C		C	C		C	C	D		B		C		C	C	C		C	C	C	C	C	C	C	C	C	C		
3	取組状況	<p>首元・腕を掻き壊す自傷については、ハイネックの衣類やサポーターを使用することで、落ち着いている。日中、散歩または、本人が好む音楽を提供し、情緒の安定を図りながら、ミトンの解除・軽減に取り組む。</p>							<p>日中、「音楽を聴いて過ごす」「散歩」等、日中活動を通して、情緒の安定を図る取り組みを継続している。周囲の騒がしさに影響され、声上げが確認されることもあるが、「肯定的な声かけ」「見守り」により、興奮に至らずに過ごす。</p>							<p>「日中の散歩」「音楽を聴いて過ごす」など、本人が好む活動を行い、情緒の安定を図りながら、ミトン解除に取り組む。日によって、他者からの影響（大きな声・騒がしい雰囲気）を受けることはあるものの、大きな興奮に至らずに過ごす。</p>							<p>「声上げ等の落ち着かない様子」「鎖骨や腕の傷を触り出血する自傷行為」がある。職員や他利用者に対しての「掴みかかり」「指ひねり」が見られた際、一時的に、ミトンの使用を実施している。日中、本人が好む音楽等を聴きながら、情緒の安定を図り、ミトン解除の取り組みを継続していく。</p>									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する

実施月： 令和5年3月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
1	拘束時間																																
	取組状況	この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。										
2	拘束時間							A																									
	取組状況	7日は、不安定状態となり、職員への粗暴行為が止まらなかったの で、別の職員がホールディングし、分離を図ることがあった。							この期間中、ホールディングは実施していない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時でも、拘束に至るような状況には、ならなかった。							この期間中、ホールディングは実施していない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時でも、拘束に至るような状況には、ならなかった。							この期間中、ホールディングは実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時でも、拘束に至るような状況には、ならなかった。										
3	拘束時間		A		A	A	A		A	A	A	A			A		A		A		A		A	A		A	A				A	A	
	取組状況	職員への突発的な粗暴が出た際に、特に2日は、粗暴行為が収まらず、複数職員で対応を行った。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至らず、完結することも増えている。							職員への突発的な粗暴があった際に、手で抑える程度のホールディングを実施した。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至らず、完結することも増えている。							職員への突発的な粗暴があった際に、手を抑える程度のホールディングを実施した。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至ることなく、過ごせる日も増えている。							職員への突発的な粗暴があった際に、手を抑える程度のホールディングを実施した。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至ることなく、過ごせる日も増えている。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
4	拘束時間																																
	取組状況	この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。							この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。							この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。							この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図ることで、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。										
5	拘束時間															A																	
	取組状況	この期間は、ホールディングは実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境の提供」など、安心できる生活環境の提供と、見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。							この期間は、ホールディングは実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境の提供」など、安心できる生活環境の提供と、見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。							16日は、活動中に職員の顔を叩く粗暴行為があった。複数職員での対応が困難な状況だったので、ホームに戻るまでの1分間、「両腕を後ろに抑える」ホールディングを実施した。							この期間は、ホールディングは実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境の提供」など、安心できる生活環境の提供と、見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。										
6	拘束時間																																
	取組状況	「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。							「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施していない。							「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは、実施しなかった。							「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
7	拘束時間												A															A						
	取組状況	この期間のホールディングは、実施しなかった。他者との良好な関わり方の習得を目指し、試行している。							12日は、寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室へ戻る間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得を目指し、試行中である。							この期間のホールディングは、実施しなかった。他者との良好な関わり方の習得を目指し、試行している。							26日は、寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室に戻る間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得を目指し、試行中である。											

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

実施月： 令和5年3月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
1	拘束時間																																
	取組状況	この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、居室施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、居室施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠はしていない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、施錠に至るような状況とはならなかった。										
2	拘束時間																																
	取組状況	粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至る状況にはならず、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は、実施していない。							粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至る状況にはならず、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は、実施していない。							粗暴に対するホールディングはあるが、「言葉のやりとり」によって切り替わり、施錠対応に至らずに、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は、実施していない。							粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至るような状況にならず、不安定が解消されていた。この期間、居室施錠は、実施しなかった。										
3	拘束時間	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C						
	取組状況	夜間以外は、施錠対応しないことを継続している。夜間の対応により、1回の拘束時間は、以前と変化は無いが、1日の拘束時間は、激減している。夜間の対応については、検討中である。							夜間以外は、施錠対応しないことを継続している。夜間の対応により、1回の拘束時間は、以前と変化は無いが、1日の拘束時間は、激減している。夜間の対応については、検討中である。							夜間以外は、施錠対応しないことを継続している。夜間の対応により、1回の拘束時間は、以前と変化は無いが、1日の拘束時間は、激減している。夜間の対応については、検討中である。							29日、居室ドアにサムターンキーを設置した。「居室の外から進入される」などの不安感を払拭するために、本人の意思で内側から施錠出来るようになったので、夜間の拘束を解除した。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
4	拘束時間																																
	取組状況	この期間の居室施設は、未実施だった。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図ることで、身体拘束につながらない支援を行っている。							この期間の居室施設は、未実施だった。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図ることで、身体拘束につながらない支援を行っている。							この期間の居室施設は、未実施だった。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図ることで、身体拘束につながらない支援を行っている。							この期間の居室施設は、未実施だった。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図ることで、身体拘束につながらない支援を行っている。										
5	拘束時間																																
	取組状況	この期間、居室施設は実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境」など、安心できる生活環境の提供を行っている。そのような見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							この期間、居室施設は実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境」など、安心できる生活環境の提供を行っている。そのような見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							この期間、居室施設は実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境」など、安心できる生活環境の提供を行っている。そのような見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							この期間、居室施設は実施してない。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境」など、安心できる生活環境の提供を行っている。そのような見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
6	拘束時間	C	C	C	B	C	A	C	D	C	C	D	C	C	C	C	C	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	D	C	C	C	
	取組状況	「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。							「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。							「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。							「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。									
7	拘束時間										B	A		A		A				A		A					A					
	取組状況	取組みにより落ち着いており、この期間の居室施錠は、実施しなかった。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、11日・12日・14日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、16日・19日・21日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、26日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。									
8	拘束時間	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	C	C	
	取組状況	昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
9	拘束時間													A								B	B										
	取組状況	この期間、居室施錠は実施していない。								イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。								イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。								イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。							
10	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	
	取組状況	日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。								日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。								日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。								日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。							
11	拘束時間	A	D	D	D	D	C	C		B	C	C	C	C	C	D	D	D	D	C	C	B	A	C	C	C		C	C	D	B	C	
	取組状況	職員が対応できないときのみ、施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。								一時的に活動性が高くなった時に、対応が困難な場合は施錠しているが、できる限り、ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。								職員が対応できないときのみ、施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。								職員が対応できないときのみ、施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。							

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、自分で降りられないようにベッド柵（サイドレール）を使用する

実施月： 令和5年3月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	
1	取組状況	2月24日の居室替え以降、見守りを強化している。日中の静養時は、ベッド柵を1つに減らしている。また、活動に参加することで、日中の静養時間が減ってきている。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							1週目同様、見守りを強化することで、日中の静養時は、ベッド柵を1つに減らしている。また、活動に参加することで、日中の静養時間が減ってきている。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							見守りを強化することで、日中の静養時は、ベッド柵1点のみで対応している。また、活動に参加することで、日中の静養時間が減ってきている。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。3月15日に、電話にて、ご家族及び後見人へ、日中静養時の、ベッド柵による身体拘束解除の報告を行い、了承していただいた。							見守りを強化することで、日中の静養時は、ベッド柵1点のみで対応している。30日午前の活動中に発作があり、激しい体動が続いたので、ベッドで静養していただいた。その際は、転倒防止のために、ベッド柵を2点使用した。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず行う、その他身体拘束に当たる行為（車いすテーブル等）

実施月： 令和5年3月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	D	D	D	C	C	D	D	D	D	D	D	C	D	C	D	D	D	C	C	C	D	D	C	C	D	D	D	D	D	D	D
1	取組状況	職員が見守り中、車いすベルトを解除することで、「ずり落ち」や「体を跳ね上げる」などの動きに、すぐに対応できるよう、配慮している。短時間の解除を重ねながら、軽減に取り組む。							車いすに座っている際、腰を前方にずらし、ずり落ちそうになる。それにより、カテーテルが引っ張られた状態となることがある。職員が見守り、ケガに配慮しながら、短時間の解除を重ねる。							車いす乗車中、本人が好む座り位置に体をずらすため、足を振り上げながら体を動かす。座面からずり落ちて、カテーテルが引っ張られ、抜管につながる可能性がある。そのため、職員見守りのうえ、転倒に配慮しながら、車いすベルトの解除に取り組む。							車いす使用中、体を下方に移動し、座位を保持できずに、車いすから落ちそうになる。導尿カテーテル抜管によるケガに、配慮している。職員が見守りを行いながら、車いすベルトの解除に取り組む。									